

経済学部・経済学研究科 新入生ガイダンス資料(情報設備関係)

2020年4月 情報システム担当

京都大学の情報設備関係については京都大学全学機構ガイダンスでも説明されていますが、ここでは経済学部・経済学研究科独自のサービスおよび特に注意を要する点をまとめておきます。

1. ECS-ID

ECS-ID は、京都大学が提供する、コンピューターに関係するほとんどのサービスで必須となる利用コードです。これらのサービスは、たとえば京都大学情報環境機構の Web サイト (<http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/>) や『京都大学情報環境機構サービスガイドブック』に記載されています。

ECS-ID のパスワード管理には注意してください。パスワードは使い回さず、必ず 8 文字以上(アルファベット大文字・小文字と数字の混在)で推測されないものにしてください。パスワードは絶対に他人に漏らしてはいけません。

2. 経済学部・経済学研究科学生が優先的に利用できるコンピューター

法経東館地下 1 階にある情報演習室のコンピューター(情報環境機構の PC 端末)を利用できます。入室にあたり学生証 IC カードは不要ですが、コンピューターの利用(ログイン)には ECS-ID が必要です。PC 端末の性能など、詳細は情報環境機構の Web サイトを参照してください。

利用時間は原則として授業期間中の平日 8:30~18:00 です。講義で占有されている時間、入口が施錠されている場合、および長期休暇中は利用できません。室内での飲食・喫煙は禁止です。

3. 三井住友セミナー室(法経東館 3 階)

Refinitiv 社(以前は Thomson Reuters 社)の提供する経済関係のデータベース Datastream・EIKON が使用可能な、経済学部・経済学研究科独自のコンピューターが設置されています。入室には学生証 IC カードが必要です。入口の IC カードリーダーに学生証をかざして入室してください。コンピューター・データベースの利用方法は、室内にあるマニュアルを参照してください。

利用時間は平日 13:00~16:00 です。室内は飲食・喫煙禁止で、データベース利用以外の目的での使用も禁止しています。

4. 学生が利用できる無線ネットワーク

主な教室・演習室、および法経東館 1F のスペースでは、情報環境機構が提供する無線(Wi-Fi)ネットワーク KUINS-Air が利用できます。パソコン等でインターネットに接続することが可能です(ECS-ID によるユーザー認証が必要です)。利用方法については情報環境機構の Web サイトを参照してください(<http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/kuins/wifi/>)。

5. 情報セキュリティ e-Learning の受講

京都大学では、情報や情報技術を安全・効果的に利用するために『e-Learning 方式での情報セキュリティに関する基本的なプログラムを習得』することが、学生を含むすべての構成員に義務づけられています(<http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/ismo/e-Learning/>). 入学時だけでなく、毎年必ず受講してください。受講しなかった場合、情報環境機構のサービス(KUINS-Air など)の利用を差し止められることがあります。

6. 京都大学でのネットワークの利用と情報セキュリティ

京都大学の KUINS-Air や院生研究室のネットワーク(大学院生の場合)に個人所有のパソコンやスマートフォンを接続することは差し支えありません。ただし、京都大学の情報セキュリティの規則を必ず守り、特に次のことに注意してください。京都大学の情報セキュリティに関しては、上記の e-Learning や情報環境機構 Web サイト、『情報セキュリティミニガイド』などでお知らせしています。

(1) コンピューターウイルス・スパイウェア・マルウェア対策を十分に行う

これらの悪質なソフトウェアにより自身の機器で損害や情報漏洩が起きるだけでなく、ネットワークを通じて他の機器にも害を与えることがあります。

(2) P2P ファイル交換ソフトウェア(たとえば Winny・Share・Bittorrent・迅雷など)を利用しない

京都大学では P2P (Peer-to-Peer) によるファイル交換ソフトウェアの利用を原則として禁止して、監視もしています。京都大学内のネットワークでこのような P2P ソフトウェアを利用した場合、その利用者が特定され、注意もしくは処分の対象となります。

(3) 不正に公開されている書籍・漫画・音楽・動画・ソフトウェア等をダウンロードしない

これらは著作権等の知的財産権の侵害となります。また、不正に公開されているソフトウェアには次項の問題があるほか、ウイルス・スパイウェア・マルウェア等が潜んでいることもあります。

(4) 正規版の OS・ソフトウェアを利用する

不正にコピーされたソフトウェアを使用したり、正規のライセンスを得ずにソフトウェアを利用したりしたために、高額の利用料や賠償金を求められる事例が京都大学でも発生しています。ソフトウェアの不正利用は絶対に行わないようにしてください。

(5) SNS(たとえば Facebook や Twitter など)は慎重に利用する

他人を誹謗中傷したり個人情報を用意に公開することは、たとえ意図的なものでもなくとも、他人の権利の侵害や犯罪となって重大な事態を招くことがあります。

7. 問い合わせ先

情報環境機構が提供するコンピューター・ネットワーク・サービスの利用に関する問い合わせは、情報環境機構の窓口(吉田南キャンパス 学術情報メディアセンター南館 1 階)を訪問するか、問い合わせページ(<https://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/inquiry/>)から行ってください。

以上